

比布町複合庁舎建設基本構想

～ みんながつながる、笑顔を育む ～



比布町
令和6年3月

目次

序章 検討の経緯

- 1 比布町複合庁舎建設基本構想 3
- 2 比布町複合庁舎建設基本構想策定までの経緯 3
 - (1) 現庁舎の問題点
 - (2) 新庁舎建設の必要性

第1章 新庁舎建設の考え方

- 1 上位計画等の整理 5
- 2 基本理念 5
- 3 基本的な方向性 5
 - (1) 町民にとって利便性の高い庁舎
 - (2) 機能性と経済性の高い庁舎
 - (3) 防災拠点施設としての役割を果たす庁舎
 - (4) 環境に配慮した庁舎
- 4 新庁舎に求められる主な機能 7
 - (1) 交流・憩いの機能
 - (2) 役場窓口の機能
 - (3) 防災拠点機能
 - (4) 職員の執務の機能
 - (5) 情報管理の機能
 - (6) 議会機能

第2章 新庁舎の規模

- 1 基本指標 8
- 2 新庁舎に入居する部署・関係機関及び職員数 8
- 3 新庁舎の規模 9
 - (1) 現状の面積
 - (2) 総務省地方債同意等基準運用要綱に基づく算定
 - (3) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定
 - (4) 新庁舎の面積
- 4 新庁舎の各部署の配置 11

第3章 新庁舎の位置と周辺施設の考え方

1 新庁舎の位置	1 1
2 用地の概要	1 2
3 周辺施設等の考え方	1 2
(1) 福社会館	
(2) 図書館	
(3) 保健センター	
(4) 老人センター	
(5) 大雪消防組合比布消防署	
(6) 比布コミュニティ消防センター	
(7) 総合車庫	
(8) 一般公用車車庫	
(9) 旧ひまわり荘	
(10) 駐車場・駐輪場	

第4章 事業費及び財源確保の見通し

1 事業費の算定	1 3
2 財源確保の見通し	1 4

第5章 事業計画

1 事業手法	1 5
2 事業スケジュール	1 5

序章 検討の経緯

1 比布町複合庁舎建設基本構想

この基本構想は、比布町庁舎建設に関し、基本設計や実施設計などの詳細を定めるために必要な基本的事項についての考え方を示したものです。

構想の見直しにあたり、庁舎の規模や複合施設化、建設の場所、入居職員数等の検討を行ってきましたが、建設に着手するまでには相当な期間がかかることから、町民のニーズや行財政状況等の変化が予想されます。

情勢が大きく変化した場合には、さらに議論を深め、柔軟に対応する必要があります。

2 比布町複合庁舎建設基本構想見直しまでの経緯

新庁舎の建設については、これまでもその必要性について議論され、平成 27 年 10 月に「比布町庁舎建設基本構想」を策定しましたが、中学校校舎建設等、他の施設整備を優先し、基本計画の策定を中断していました。

【これまでの経緯】

時 期	関係する計画等の名称	検討等の内容
平成 11 年～	第 8 次まちづくり計画 (平成 11～15 年度)	「役場庁舎建設に向けての検討」を計画。
平成 16 年～	第 9 次まちづくり計画 (平成 16～20 年度)	他の施設の整備を優先し、文言を削除。
平成 26 年～	第 11 次まちづくり計画 (平成 26～30 年度)	平成 22 年に実施した耐震診断において基準を大きく下回る結果となったこと、平成 23 年に発生した東日本大震災において災害対策の重要性や、庁舎の防災拠点施設としての必要性が改めて認識されたことにより、平成 30 年度に基本設計を実施することを目標に、検討をすすめることとした。
平成 27 年 10 月	比布町庁舎建設基本構想	平成 26 年 5 月に役場職員による「比布町庁舎建設検討チーム」を設置、6 回の会議と北海道内 7 箇所の視察を実施のうえ、基本構想を策定。
平成 31 年～	第 12 次まちづくり計画 (平成 31～令和 5 年度)	中学校校舎建設等による財政状況への影響から当初予定していた時期は明記せず、検討をすすめることとした。

(1) 現庁舎の問題点

①耐震性の不足

現庁舎は、昭和 56 年に改正された建築基準法の耐震基準以前である、昭和 34 年に建設されています。

平成 22 年には、庁舎の耐震性を確認するために耐震診断を実施したところ、基準を大きく下回る結果となり、耐震性は有しておりませんので、人命にかかわる建物被害が発生する可能性が非常に高いことが明らかになりました。

【参考：耐震診断結果（抜粋）】

方向	階	IS	C _{TU} ・S _D	判定	結果
X方向 (南北)	1	0.292	0.360	NG	屋根比重の増加（積雪・改修）、アンテナ施設、2F 床増設の影響及びコンクリート強度が F _c 11 と低く、耐震性を有していない。
	2	0.284	0.438	NG	
Y方向 (東西)	1	0.392	0.186	NG	
	2	0.256	0.396	NG	

②施設・設備の老朽化

建物は、全体的に老朽化がすすんでおり、危険箇所や破損箇所等については随時修繕を行っています。防水や断熱などの抜本的な構造改修には多額の費用がかかる箇所もあります。

また、暖房や衛生設備等についても改修が必要な箇所があり、さらに、OA化にも対応していないことから、コンセントの不足により配線が複雑になっています。

③庁舎の事務機能

現在は、本庁舎と福祉会館が渡り廊下によりつながっていますが、保健センターと消防署は別棟になっていることから、住民サービスや行政効率の低下、維持管理費の増加を招く要因となっています。

④バリアフリー対応

現庁舎において、玄関や窓口カウンターなどの一部については、可能な範囲でバリアフリー化の改修工事等を実施していますが、高齢者や障がい者への配慮は十分ではありません。

また、乳幼児への配慮も不足しており、庁舎全体の段差解消や多目的トイレ、エレベーターの設置など、面積が不足していることなどにより、バリアフリー化は困難な状況です。

⑤ゼロカーボンへの取組み

現庁舎におけるゼロカーボンの観点からの問題点は、エネルギー効率の低さ、断熱性能の不足、再生可能エネルギーの未活用などが挙げられます。

(2) 新庁舎建設の必要性

昭和34年に建設された現庁舎は、建築から60年以上が経過し、法定耐用年数（減価償却資産）を超えている状況です。耐震診断に基づく耐震改修工事を実施した場合は、事業費が9億円以上になることが試算されており、福社会館や消防署の老朽化に対応する費用も考慮すると、新築することが望ましいと考えます。

内陸に位置する本町において津波による被害は想定されませんが、大規模な地震や異常気象による大雨、風雪害の対応など、防災拠点施設として機能する施設の建設が必要です。

また、階段やトイレ、手すりなど、施設のバリアフリー化が不十分な箇所が多く、高齢者や障がい者のほか、妊婦や乳幼児など、多くの町民に対して不便な庁舎であると言えます。

さらに、教育委員会や保健センターなど、行政機関が分散していることにより、町民の利便性や行政効率の低下を招く要因となっています。

このように、現庁舎は耐震性やバリアフリー化など、現在においては不十分な庁舎であり、町民の利便性やサービス向上のため、また、今後の維持管理経費の効率化や多様化する行政需要に対応するためにも新庁舎の建設が必要です。

第1章 新庁舎建設の考え方

1 上位計画等の整理

本町の最上位計画である「第12次比布町まちづくり計画」では、令和2年から令和5年まで「役場庁舎の改築について検討」することとされています。

「第13次比布町まちづくり計画」は、複合庁舎建設に向けた具体的な内容とします。

2 基本理念 ～ みんながつながる、笑顔を育む ～

現庁舎の問題点を解消し、誰もが利用しやすく、多世代がつながる施設とします。また、防災拠点施設としての機能も充実させ、笑顔で安心して暮らせるまちの中核施設となることを基本理念とします。

3 基本的な方向性

(1) 町民にとって利便性の高い庁舎

行政機能を集約し、すべての利用者の視点に立った窓口の配置や案内表示の工夫等に努めます。

- ユニバーサルデザインとし、高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児を含むすべての人に配慮します。
- 窓口機能の集約と各課の連携によりワンストップサービスをすすめるとともに、個人のプライバシーに配慮した相談コーナーなどを設置します。
- 各課や会議室等の案内表示を工夫し、利用者にわかりやすい動線を誘導します。

- デジタル技術を活用し、住民の利便性向上を目指します。(DX化の推進)
- 役場、保健センター、教育委員会を集約し、サービスや施設を一箇所で利用できる効率的な庁舎とします。
- 交流スペースを確保し、みんなに親しまれる庁舎とします。

(2) 機能性と経済性の高い庁舎

庁舎の規模やレイアウトなどについては機能性を重視し、町民が利用しやすい施設とする一方、建設費用や維持管理経費などの将来負担も考慮した庁舎をめざします。

- 修繕やメンテナンスを行いやすい構造とし、現庁舎の建築年以上である80年使用できる庁舎を目指します。
- デジタル技術の活用や、執務スペースを集約化することで、コンパクトな庁舎を目指します。
- 用途と利用人数にあった会議室を適切に配置し、議場や委員会室等については、多目的に利用できるものとします。
- 役場機能のほか、関連する機関との連携や効率性を重視し、保健センター、消防署、福祉会館などとの複合施設とします。

(3) 防災拠点施設としての役割を果たす庁舎

住民の安心・安全を守り、防災拠点施設として災害に強い庁舎づくりをすすめ、災害発生時においても、最低限の行政機能を維持できることをめざします。

- 災害対策本部としての機能が発揮できるよう耐震性を確保するとともに、停電時等においても必要な情報の収集や処理、管理が可能な庁舎をめざします。
- 消防署を含めた複合施設とすることで、連携を効率化し、地域の防災体制を強化します。
- 非常用電源や防災備蓄倉庫などを設置するとともに、保健センター機能や福祉会館機能等を活用し、避難所としても利用できる施設とします。

(4) 環境に配慮した庁舎

ゼロ・エネルギービル(ZEB)の庁舎を目標に、構造体の一部に木架構を取り入れた最適な構造を検討し、環境への負荷を低減しつつ、エネルギーの効率的な利用を実現します。

- 自然採光を最大限活用するとともに、LED照明器具の導入をすすめます。
- 自然換気の活用と高断熱化をすすめ、地中熱設備の導入等により、維持管理経費の削減と省エネルギー化をすすめます。
- 太陽光パネルの設置など、再生可能エネルギー等の活用について研究します。

4 新庁舎に求められる主な機能

(1) 交流・憩いの機能

- 図書館や福社会館との複合施設であるメリットを活用し、人が集まり、交流できるコミュニティスペースを確保します。
- 市民が気軽に利用できる休憩スペースを検討します。

(2) 役場窓口の機能

- 利用しやすい窓口の配置や各課の連携について工夫し、ワンストップサービスをめざします。
- 相談室を設置し、個人のプライバシーに配慮します。
- 待合スペースを十分に確保します。

(3) 防災拠点機能

- 災害時に必要な資材や物資の保管場所を確保します。
- 停電時においても、最低限の行政機能が維持されるよう、非常用電源を確保します。
- 複合施設のメリットを最大限生かし、避難所として利用できる施設とします。

(4) 職員の執務の機能

- 一定程度のゆとりがある執務空間と応接スペースを適切に確保し、円滑な業務の推進に努めます。
- 情報共有が十分に行われるよう、ミーティングスペースを適切に配置します。
- 作業スペースや収納スペースを十分確保し、効率的な執務環境を整えます。

(5) 情報管理の機能

- 来庁者と執務室を分離し、個人情報保護に配慮します。
- 電算室の確保とともにクラウドについても検討し、高度な情報化に対応したセキュリティの強化に配慮します。
- 公文書の保存については、電子化等を活用することで、適正かつ効率的な管理を行います。

(6) 議会機能

- 議場や委員会室などを設置し、議員活動を円滑にするための設備を確保します。
- 議会に関する各室については、利用頻度を考慮し、多目的に利用できるよう、効率性、経済性についても配慮します。
- 議場については、傍聴スペースを十分に確保し、親しまれる議会をめざします。

第2章 新庁舎の規模

1 基本指標

第13次比布町まちづくり計画における指標を基準とし、次のとおり想定します。

- 人 口 3,100人…第13次比布町まちづくり計画における指標
- 特別職 3人…令和5年10月1日現在の特別職数
- 職員数 90人…令和5年10月1日現在の正職員数（消防職員16人含）
- 議員数 9人…令和5年10月1日現在の議員定数

2 新庁舎に入居する部署・関係機関及び職員数

現庁舎では、保健センターや教育委員会などが別棟となっていますが、町民の利便性と経済性を重視した複合施設とします。

また、図書館や福祉会館機能とあわせ、軽食・売店等が入居することにより、町民の利便性が向上するとともに、交流・憩いの場としての利用も期待されます。

新庁舎に入居する町関係機関の想定入居職員数は、次のとおりですが、このほか、社会福祉協議会の入居を見込むことができます。

部署・機関等	正職員数	会計年度 任用職員		合計	備考
議会事務局	2人			2人	
町長部局	64人	9人		64人	
町長	1人			1人	
副町長	1人			1人	
会計管理者	1人			1人	
総務企画課	13人	2人		15人	
税務住民課	8人			8人	
保健福祉課	18人	3人		21人	
農林課	6人	1人		7人	
商工観光課	8人	1人		9人	
建設課	8人	2人		10人	
教育委員会事務局	8人			9人	
教育長	1人			1人	
教育課	7人	3人		10人	
農業委員会事務局	2人			2人	
大雪消防組比布消防署	16人			16人	
計	90人	12人		102人	

3 新庁舎の規模

(1) 現状の面積

区分	面積	備考
庁舎	1,389.860 m ²	
書庫	762.566 m ²	
物置（屋外）	97.200 m ²	
計	2,249.626 m ²	

(2) 総務省地方債同意等基準運用要綱に基づく算定

区分	面積基準	面積																																			
① 事務室 （応接室を含む。）	4.5 m ² ×換算職員数 [職員数換算率] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職員数</th> <th>換算率</th> <th>換算職員数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職</td> <td>3</td> <td>12.0</td> <td>36.0</td> <td>162.00</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>11</td> <td>2.5</td> <td>27.5</td> <td>123.75</td> </tr> <tr> <td>補佐・係長級</td> <td>46</td> <td>1.8</td> <td>82.8</td> <td>372.60</td> </tr> <tr> <td>製図職員</td> <td>2</td> <td>1.7</td> <td>3.4</td> <td>15.30</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>28</td> <td>1.0</td> <td>28.0</td> <td>126.00</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>90</td> <td></td> <td>177.7</td> <td>799.65</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員数	換算率	換算職員数	面積	特別職	3	12.0	36.0	162.00	課長級	11	2.5	27.5	123.75	補佐・係長級	46	1.8	82.8	372.60	製図職員	2	1.7	3.4	15.30	一般職員	28	1.0	28.0	126.00	計	90		177.7	799.65	799.65 m ²
区分	職員数	換算率	換算職員数	面積																																	
特別職	3	12.0	36.0	162.00																																	
課長級	11	2.5	27.5	123.75																																	
補佐・係長級	46	1.8	82.8	372.60																																	
製図職員	2	1.7	3.4	15.30																																	
一般職員	28	1.0	28.0	126.00																																	
計	90		177.7	799.65																																	
② 倉庫	①事務室面積×13%	103.95 m ²																																			
③ 会議室・便所等	7.0 m ² ×全職員数	630.00 m ²																																			
④ 玄関・廊下・階段等	(①+②+③)×40%	613.44 m ²																																			
⑤ 議事堂	35.0 m ² ×議員定数	315.00 m ²																																			
計		2,462.04 m ²																																			

(3) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定

区分	面積基準	面積																																			
① 事務室 （応接室を含む。）	3.3 m ² ×換算職員数 [職員数換算率] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職員数</th> <th>換算率</th> <th>換算職員数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職</td> <td>3</td> <td>10.0</td> <td>30.0</td> <td>99.00</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>11</td> <td>2.5</td> <td>27.5</td> <td>90.75</td> </tr> <tr> <td>補佐・係長級</td> <td>46</td> <td>1.8</td> <td>82.8</td> <td>273.24</td> </tr> <tr> <td>製図職員</td> <td>2</td> <td>1.7</td> <td>3.4</td> <td>11.22</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>28</td> <td>1.0</td> <td>28.0</td> <td>92.40</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>90</td> <td></td> <td>171.7</td> <td>566.61</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員数	換算率	換算職員数	面積	特別職	3	10.0	30.0	99.00	課長級	11	2.5	27.5	90.75	補佐・係長級	46	1.8	82.8	273.24	製図職員	2	1.7	3.4	11.22	一般職員	28	1.0	28.0	92.40	計	90		171.7	566.61	566.61 m ²
区分	職員数	換算率	換算職員数	面積																																	
特別職	3	10.0	30.0	99.00																																	
課長級	11	2.5	27.5	90.75																																	
補佐・係長級	46	1.8	82.8	273.24																																	
製図職員	2	1.7	3.4	11.22																																	
一般職員	28	1.0	28.0	92.40																																	
計	90		171.7	566.61																																	
② 会議室	職員 100 人当たり 40 m ²	40.00 m ²																																			
③ 電話交換室	換算人数による	36.00 m ²																																			
④ 倉庫	①事務室面積×13%	73.70 m ²																																			
⑤ 宿直室	1 人 10 m ²	10.00 m ²																																			
⑥ 庁務員室	1 人 10 m ²	10.00 m ²																																			
⑦ 湯沸室	6.5 m ² ×階数	19.50 m ²																																			

⑧ 受付	6.5 m ² (最小面積)	6.50 m ²
⑨ 便所・洗面所	職員数による	46.00 m ²
⑩ 議事堂	総務省地方債同意等基準運用要綱による	315.00 m ²
⑪ 機械室	温風暖房 (有効面積 2,000 m ² 以上)	281.00 m ²
⑫ 電気室	温風暖房 (有効面積 2,000 m ² 以上)	52.00 m ²
⑬ 自家発電機室	最小面積	29.00 m ²
⑭ 交通部分 (玄関等)	①~⑬の合計×30% (木造)	445.59 m ²
計		1930.90 m ²

(4) 新庁舎の面積

区分	現状	総務省基準	国交省基準	必要面積
庁舎	2,249.6 m ²	2,462.0 m ²	1,930.9 m ²	1,500.0 m ²
保健センター	645.0 m ²			1,700.0 m ²
老人センター	773.01 m ²			
福社会館	1,549.5 m ²			
大雪消防組比布消防署	380.7 m ²			500.0 m ²
その他関係機関等				200.0 m ²
計	5,597.8 m ²			3,900.0 m ²

新庁舎の必要面積は、概ね 3,900 m²程度としますが、今後の基本設計や実施設計での協議、また、情勢の変化などにより、面積の増減については柔軟に対応します。

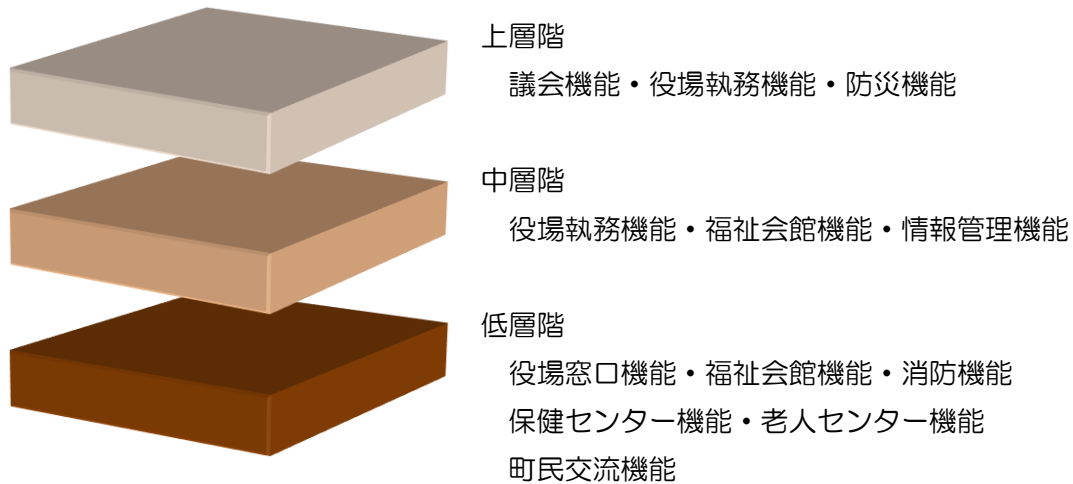
複合施設となる新庁舎については、数十年の長期にわたり住民の財産として親しまれる必要がありますが、贅沢な施設ではなく、基本的な役場機能のほか、防災拠点施設、憩いの施設、交流の施設として機能が集約され住民の利便性が高く、かつ、経済性の高い庁舎にするべきと考えます。

なお、各施設の必要面積の考え方は、次のとおりです。

- 庁舎…現在に比べて約 750 m²減少しますが、防災備蓄倉庫等に関するスペースや個別応接スペースを十分に確保しつつ、会議室等を共用することで、1,500 m²を必要面積としました。
- 保健センター…事務室等は庁舎に統合、会議室等は福社会館と共用します。
- 老人センター…福社会館と統合し、新たな施設としてこれまでと同様の活動ができるようにします。
- 福社会館…保健センターや老人センターなどを統合した新たな施設として、住民が集えるスペースを確保し、1,700 m²を必要面積としました。
- 大雪消防組比布消防署…事務室等は庁舎に含まれますが、現在より 120 m²程度の増加としています。当直室や資機材庫等が狭隘なこと、また、別棟で管理している消防車両を今後は一括して管理するため、500 m²を必要面積としました。
- その他関係機関等…各団体が必要とするスペースを確保します。

4 新庁舎の各部署の配置

新庁舎の階数や配置については、下記を想定しますが、住民の利便性を第一に、機能性や財政規模、将来負担なども十分考慮しながら、今後の計画・設計の中で協議し、柔軟に対応します。



※配置のイメージ

第3章 新庁舎の位置と周辺施設の考え方

1 新庁舎の位置

経済性の観点から、新たな用地を購入することはせず、現在所有している町有地の中から適切な位置を検討しました。

現在の位置のほか、旧電業所跡地や旧比布中学校などが候補地としてあげられました。

決定にあたっては、防災拠点施設として本町の中心地区であること、また、公共交通機関等の利便性も高く、さらに、地方自治法第4条第2項の「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」との規定を踏まえ、役場の位置については、現在の福祉会館の位置とします。

なお、決定にあたっての主な理由は下記のとおりです。

- 公共交通機関の利便性が高いこと。
- 防災拠点施設としては町の中心部であることが望ましいこと。
- 役場庁舎及び福祉会館の位置については、町内外に定着していること。
- 新たな用地購入の必要がなく、経済性が高いこと。
- 移転作業がスムーズに行うことができること。

2 用地の概要

住所 上川郡比布町北町1丁目2番1号

地番 上川郡比布町北町1丁目487番9

面積 6,417.74 m²

3 周辺施設等の考え方

(1) 福祉会館

昭和56年に改正された建築基準法の耐震基準以前である、昭和46年に建設された現建物は、耐震診断を未実施ですが、耐震診断を実施した類似構造の町内施設が基準値を下回っていたことから、福祉会館についても耐震性を有していない可能性が高いため、安全を考慮し解体することが望ましいと考えます。

(2) 図書館

図書館機能は、新たな福祉会館と併設されることにより、これまで以上に生涯学習施設としての役割が発揮できるものと考えます。

(3) 保健センター

役場庁舎との合築により、現施設は不要になりますが、比較的新しい施設であるため、民間への賃貸など、有効な活用方法を検討することとします。

(4) 老人センター

福祉会館と統合するため、老朽化の進んだ現施設は取壊しを検討します。

(5) 大雪消防組比布消防署

昭和56年に改正された建築基準法の耐震基準以前である、昭和44年に建設された現建物は、平成23年度に耐震診断を実施した結果、耐震性能が基準値を下回っていたため、安全を考慮し解体することが望ましいと考えます。

(6) 比布コミュニティ消防センター

現状より消防署との距離が離れるため、救急業務や災害対策に支障がないよう、車両や資機材等の配置を考慮し、現施設を有効活用しながら連絡体制を強化する必要があります。

(7) 総合車庫

これまでどおり、庁舎と隣接していることにより、除雪体制や災害対策がスムーズに行えると考えます。



(8) 一般公用車車庫

これまでどおり、庁舎と隣接していることが必要と考えますが、老朽化が著しいことから、建替えることが必要と考えます。

(9) 旧ひまわり荘

役場の書庫として利用していますが、老朽化が著しいことから、防災資機材庫等とあわせて建替えることが必要と考えます。解体後の跡地については、駐車場として利用することが考えられます。

(10) 駐車場・駐輪場

現状に加え、保健センター、老人センター、消防署も合築されることから、現在よりもさらに広い駐車スペースが必要だと考えます。現庁舎の跡地についても、駐車場とすることが望ましいと考えます。

第4章 事業費及び財源確保の見通し

1 事業費の算定

事業費については、現段階では施設の全体像が見えないこと、また、今後の社会情勢の変化や資材費や労務費の高騰が予想されるため、現段階において、事業費を算定することは困難であることから、基本設計策定時までには算定することとします。

しかし、事業費の上限を無制限とするものではなく、本町の財政規模や将来負担なども考慮し、現段階においては32億円程度の建設費を目標に検討します。

また、「第2章 3 新庁舎の規模」にもあるとおり、贅沢な施設ではなく、基本的な役場機能のほか、防災拠点施設、憩いの施設、交流の施設として機能が集約され住民の利便性が高く、かつ、経済性の高い庁舎にするべきと考えます。

2 財源確保の見通し

平成 27 年第 1 回町議会定例会において「比布町庁舎等整備基金条例」を制定し、可能な限り必要な財源を積み立ててきましたが、令和 5 年 3 月 31 日現在の基金残高が約 2 億円と、必要な財源の多くを賄える状況ではありません。

地方債については、下表のとおり活用でき、有利な財源として見通すことができます。ただし、緊急防災減災事業債については、制度の存続が未確定なことから、現制度の期限である令和 7 年度までに、実施設計に着手する必要があります。

また、環境省が実施している二酸化炭素排出抑制や省エネの補助金制度や林野庁の補助金制度を活用するなど、可能な限り有利な財源の確保を検討します。

地方債名	対象施設・事業	充当率等
過疎対策事業債	保健センター、公民館	充当率 100%、交付税措置率 70%
緊急防災減災事業債	消防施設、防災資機材等備蓄施設、非常用電源、指定避難所、災害対策本部の設置など	充当率 100%、交付税措置率 70%
脱炭素化推進事業債	太陽光発電、ZEB 化	充当率 90%、交付税措置率 50%
公共施設等適正管理推進事業債	集約化、複合化 ※延床面積や維持管理経費の減少を伴うもの	充当率 90%、交付税措置率 50%

第5章 事業計画

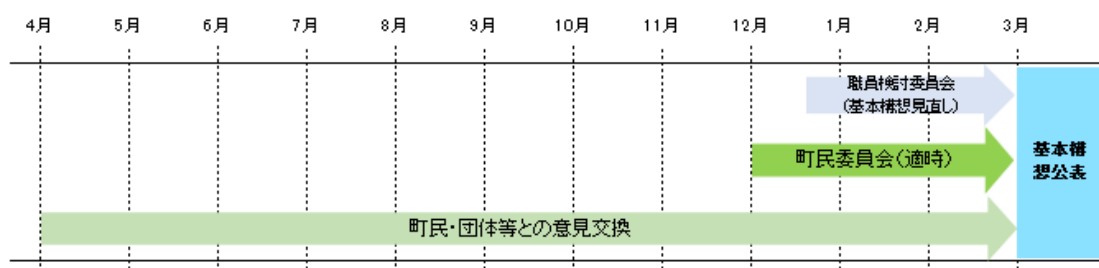
1 事業手法

基本設計と実施設計、実施設計と施工の一括発注やプロポーザル方式、PFI（Private Finance Initiative）などについても研究し、効率的かつスムーズな計画となるよう、さまざまな手法について検討します。

2 事業スケジュール

事業スケジュールについては、令和7年度中の実施設計着手を目指しますが、財政状況を考慮しながら計画的に事業を執行してまいります。

[令和5年度]



[令和6年度]

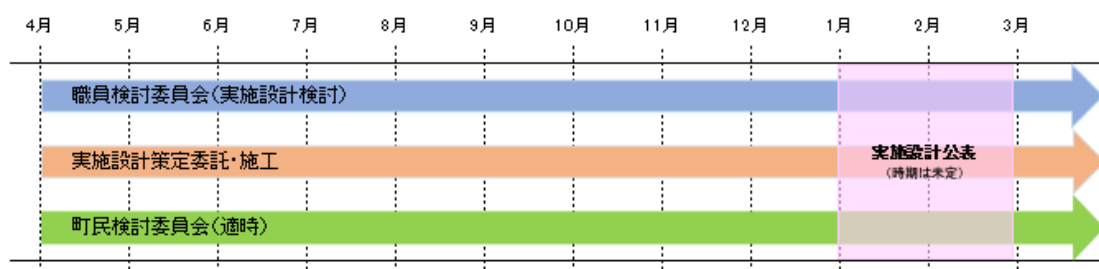


[令和7年度]



※設計委託の進捗により、随時町民説明会を開催

[令和8年度]



※設計委託の進捗により、随時町民説明会を開催